

東京圏国家戦略特別区域における家事支援外国人受入事業の
特定機関（受入企業）が所定の基準を満たすことの確認について

東京都における「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」において、桜人材株式会社が、「国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈」に掲げられた日本語能力の特例が認められる特定機関の条件すべてを満たすものであることを確認した。

申請事業者	主たる営業所の所在地	営業実施区域	受入予定人数、国籍
桜人材株式会社	東京都世田谷区中町 5 丁目 10-22	東京都内	1 名 フィリピン共和国